

保険医療機関における書面揭示事項

令和8年6月現在

●当院の医療DX推進体制に関する事項●

- ① オンライン請求をおこなっています
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧、活用できる体制を有しています。
- ④ マイナ保険証の利用を推進しています。
- ⑤ 電子処方箋を発行できる体制を有しています。

●明細書について●

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細を無料発行しております。明細書の発行を希望しない方は、会計の際にお申し出ください。

●一般名処方加算●

当院では、後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するものではなく、薬剤の有効成分を記載した「一般名」での処方箋を交付しています。この処方にすると、患者様自身が保険薬局で先発品か後発品(ジェネリック)か、選ぶことができるメリットがあります。また特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

●生活習慣病の施設基準に係る院内揭示●

当院では、患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれも対応可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かの判断は医師が行います。

●ベースアップ評価料●

当院では、「ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

保険医療機関における書面掲示事項

●機能強化加算●

当院は「かかりつけ医」として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ◎ 健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に応じております。
- ◎ 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ◎ 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じております。
- ◎ 夜間・休日等の問い合わせへの対応を行っています。
- ◎ 他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握した上で必要なお薬の管理を行います。

●外来感染対策向上加算●

当院は、厚生労働省が定める「外来感染対策向上加算」の施設基準を満たし、診療報酬の算定をしています。感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。

発熱やその他、感染症を疑う症状のある患者様には、感染対策を講じ、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応しています。

抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきます。

●在宅療養支援診療所・在宅時医学総合管理料●

在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。